ト　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項（厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定により障害厚生年金の額として算定されることとなる額が同法第五十条の二第一項の規定により同項に規定する加給年金額を加算された額となる者（チ並びに第三十六条第四項第十二号及び第十三号において「障害厚生年金加給対象者」という。）について適用される場合に限る。）　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金

チ　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項（障害厚生年金加給対象者について適用される場合に限る。）　同項の規定による障害共済年金

リ　平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法第四十三条第一項　移行障害共済年金（移行農林共済年金のうち平成十三年統合法附則第二条第二項第二号に規定する障害共済年金をいう。以下同じ。）

第二条中第三十三号及び第三十四号を削り、第三十五号を第三十三号とし、第三十六号から第三十八号までを二号ずつ繰り上げ、第三十九号を第三十七号とし、同号の次に次の六号を加える。

三十八　旧国家公務員共済組合員期間　平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。

三十九　旧地方公務員共済組合員期間　平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。

三十九の二　旧私立学校教職員共済加入者期間　平成二十四年一元化法附則第四条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。

三十九の三　旧国家公務員共済被保険者期間　平成二十七年経過措置政令第二条第六十号に規定する旧国家公務員共済被保険者期間をいう。

三十九の四　旧地方公務員共済被保険者期間　平成二十七年経過措置政令第二条第六十一号に規定する旧地方公務員共済被保険者期間をいう。

三十九の五　旧私立学校教職員共済被保険者期間　平成二十七年経過措置政令第二条第六十二号に規定する旧私立学校教職員共済被保険者期間をいう。

第二十一条（見出しを含む。）中「第十条」を「第九条の二」に改める。

第二十二条の見出し中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第一項の表以外の部分中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に、「私立学校教職員共済法による加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「国家公務員共済組合の組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に、「地方公務員共済組合の組合員期間」を「第三号厚生年金被保険者期間」に、「私立学校教職員共済法による加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同表三の項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表四の項中「被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同表七の項中「国家公務員共済組合法附則第十三条の五」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第四項」に改め、同表九の項中「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第五項」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項の表二の項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「国家公務員共済組合の組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間」に、「地方公務員共済組合の組合員期間」を「第三号厚生年金被保険者期間」に、「私立学校教職員共済法による加入者期間」を「第四号厚生年金被保険者期間」に改め、同表三の項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同表四の項中「被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同表五の項中「国家公務員共済組合法附則第十三条の五」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第四項」に改め、同表七の項中「地方公務員共済組合法附則第二十八条の九」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第五項」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間）

第二十三条　法第十条第二項の規定により読み替えられた昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める相手国期間は、昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とし、法第十条第二項に規定する老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した月以後（当該老齢厚生年金が厚生年金保険法第四十三条第三項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同項に規定する被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失した月以後、同法附則第七条の三第五項又は第十三条の四第六項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同法附則第七条の三第五項又は第十三条の四第六項に規定する受給権者が六十五歳に達した日の属する月以後、同条第五項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては同項に規定する受給権者が同法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達した日の属する月以後）におけるもの（第二十四条及び第五十六条において「厚生年金保険の算入対象外相手国期間」という。）を除く。）（当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となっている月に係るものを除くものとし、特定相手国船員期間又は特定相手国坑内員期間については、昭和六十一年三月以前の期間に係るものにあってはこれらの期間に三分の四を、同年四月から平成三年三月までの期間に係るものにあってはこれらの期間に五分の六を乗じて得た期間とする。）とする。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る法第十条第二項の規定の適用の特例）

第二十三条の二　法第十条第二項に規定する老齢厚生年金の受給権者であって二以上の種別の被保険者であった期間を有する者（法第三十五条に規定する二以上の種別の被保険者であった期間を有する者をいう。以下同じ。）であるものについて、同項の規定を適用する場合においては、同項中「その額」とあるのは「その額の計算の基礎となる附則第八条第二項各号のいずれか」と、「をいう。）であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金の額」とあるのは「をいい、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第二十三条に規定するものに限る。）の月数と附則第八条第二項各号」と、「月数とを」とあるのは「月数を合算した月数とを」とする。

第二十四条の見出し及び同条の表以外の部分中「第十一条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条の表一の項第一欄中「被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加える。

第二十四条の二（見出しを含む。）中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第二十五条（見出しを含む。）中「第十二条第一項及び第十三条第一項」を「第十一条第一項及び第十二条第一項」に改める。

第二十六条（見出しを含む。）中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第二十七条（見出しを含む。）中「第十二条第二項ただし書」を「第十一条第二項ただし書」に改める。

第二十七条の二（見出しを含む。）中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第二十八条（見出しを含む。）中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第二十九条（見出しを含む。）中「第十三条第二項ただし書」を「第十二条第二項ただし書」に改める。

第三十一条を削る。